

第3項 他会計出資金 42,406 千円

第4項 国庫補助金 32,908 千円

(支出)

第1款 資本的支出 1,103,323 千円

第1項 建設改良費 764,925 千円

第2項 企業債償還金 335,398 千円

第3項 予備費 3,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
室山浄水場整備事業（二次脱水設備改修工事）	令和9年度	129,600千円
野上中地区配水管布設替工事	令和9年度	15,000千円
水道料金システム更新事業（初期導入費）	令和9～10年度	19,555千円
公営企業会計システム更新事業（初期導入費）	令和9～10年度	4,565千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
室山浄水場整備事業等	488,900千円	証書借入又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。